総合体育館、北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場、市体育館
利用料金及び使用料の減免規定

１　総合体育館、北総合体育館

相模原市立総合体育館条例施行規則により、次のとおり定めている。

	減免の対象となる条件	減免率
1	市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(高等部を除く。)が教育課程に基づく教育活動のため利用するとき。	100%
2	市内の幼稚園、幼保連携型認定こども園若しくは保育所又はこれらに準ずる施設が幼児の教育活動等のため利用するとき。	50%
3	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者が利用するとき(個人利用に限る。)。	100%
4	65歳以上の者が利用するとき(個人利用に限る。)。	50%
5	公益財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体が体育の振興の目的のため利用するとき。	50%
6	指定管理者が条例第21条の規定により行う同条第7号の事業のため利用するとき。	100%
7	1から6までに掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、教育委員会の承認を得たとき。	教育委員会の承認を得て指定管理者が定める率

2　スポーツ広場

相模原市都市公園条例施行規則により、次のとおり定めている。

	減免の対象となる条件	減免率
1	市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(高等部を除く。)が教育課程に基づく教育活動のため利用するとき。	100%
2	市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくはこれに準ずる施設(以下「保育所等」という。)が幼児の教育活動等のため利用するとき。	50%
3	公益財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体が体育の振興の目的のため利用するとき。	50%
4	指定管理者が条例第20条の6の規定により行う同条第6号の事業のため利用するとき。	100%
5	1から4までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。	その都度市長が定める率

3　相模原市体育館

相模原市体育館の使用料の減免規定は次のとおり定めている。

	減免の対象となる条件	減免率
1	市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(高等部を除く。)が教育課程に基づく教育活動のため利用するとき。	100%
2	市内の幼稚園、幼保連携型認定こども園若しくは保育所又はこれらに準ずる施設が幼児の教育活動等のため利用するとき。	50%
3	公益財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体が体育の振興の目的のため利用するとき。	50%